

譲渡お申込み要項

1. お申込み方法

ご所有の株式の当社への譲渡をご希望される株主様は、下記の応募必要書類を、お申込み期間内（2017年5月10日（水曜日）から2017年6月9日（金曜日））必着で、当社宛に郵送によりお申込みください。

応募期日の2017年6月9日（金曜日）までに、応募必要書類のすべてが当社に提出されることは必要となります。応募期日までに、応募必要書類が一部でも不足している場合、または応募必要書類に不備がある場合には、お申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

記

＜応募必要書類＞

(株主様ご自身でご用意いただくもの)

①譲渡される株式の数に応じた現在ご所有の株券

※ただし、単元未満株式の場合は株券を発行いたしておりませんので不要です。

②本人確認書類

※運転免許証、健康保険証、パスポート等の写しのうち、1点

(当社からご送付した書類にご記入いただくもの)

③譲渡申込書

※お届出印を必ず押印してください。なお、お届出印を押印することができない場合は、実印を押印し、印鑑証明書を合わせてご提出ください。

お届出印がご不明の場合はお問い合わせください。

以上の3点を返信用封筒にて、簡易書留でご送付ください。

«「自己株式取得に関する譲渡申込書」記入要領»

(表面)

- (1) 「譲渡の申し込みをする株式の種類および数」欄に、譲渡のお申込みをされる株式の数を、単元未満株式を含めご記入ください。
- (2) 「日中連絡先」欄は、当社から問合せをさせていただきますので、日中、連絡がとれる電話番号をご記入ください。
- (3) 株主様（申込人）の住所、氏名は、ラベルが貼付されています。万一、変更、誤字等がある場合は、恐れ入りますがご訂正ください。
- (4) 「届出印」欄に、お届出印をご捺印ください。お届出印を押印することができない場合は、実印を押印ください。その場合は、3カ月以内に取得した印鑑証明書をご提出ください。

(裏面)

- (1) 金融機関は、銀行以外（信用金庫、信用組合など）でもご指定いただけます。その場合は、恐れ入りますが、「銀行」を二重線等で消していただいたうえで、金融機関名をご記入ください。「金融機関番号」、「店番号」は、お分かりにならない場合はご記入いただかなくても結構です。
- (2) ゆうちょ銀行をご指定いただく場合には、通帳に記載の記号番号とは別の振込み用の店名、口座番号等が必要になります。ゆうちょ銀行の窓口、インターネットホームページでご確認

のうえご記入ください。

- (3) 口座名義は、ご本人に限らせていただきます。ご本人以外の名義の口座を指定することはできません。

## 2. お申込み手続

- (1) 上記の応募必要書類を、同封の返信用封筒にて、簡易書留郵便で、当社宛にご送付ください。  
応募期日（2017年6月9日（金曜日）必着となります。応募期日までに到着しなかった場合は、今回の自己株式取得の対象とはなりませんのでご注意ください。  
※簡易書留郵便の差し出しは、お近くの郵便局の窓口でお手続きください。ポストに投函しただけでは、書留扱いになりませんのでご注意ください。
- (2) 当社に応募必要書類が到着し、お申込みを受け付けた場合は、「お申込み受付票」をご返送いたします。

## 3. お申込みにあたってのご注意

- (1) お申込みにあたっては、応募必要書類を十分ご確認ください。  
応募必要書類の不足、記入漏れ、押印漏れなどの不備がある場合には、お申込みを受け付けことができません。予め十分に内容をご確認のうえお申込み下さい。
- (2) お申込みを取り消す場合  
いったんお申込みをいただいた後も、お申込み期間中であれば、いつでもお申込みの全部または一部を取り消すことができます。  
お申込みを取り消す場合は、本要項の末尾記載の問合せ先にお問い合わせください。  
なお、お申込みが取り消された場合は、当社がお預かりしている応募必要書類（株券）を、簡易書留郵便でご返送いたします。

## 4. 代金決済の方法

お申込み期間内に有効に受け付けさせていただいたお申込みについては、応募期日（2017年6月9日（金曜日））をもって、株主様と当社との間で、本要項に記載する条件で、株式譲渡契約が成立するものといたします。

当社から株主様への代金のお支払いは、以下のとおりとなります。

- (1) 決済日（代金お支払い日）  
2017年6月20日（火曜日）（この日を以って、株式の所有権が当社に移転いたします。）
- (2) 決済方法（代金お支払い方法）  
決済日に、予め株主様にご指定いただいた金融機関の口座に振り込む方法により、代金をお支払いいたします。  
代金の振込口座は、ご本人様名義の口座に限らせていただきます。ご本人様名義でない口座を代金の振込口座に指定することはできませんのでご注意ください。
- (3) お支払金額  
お支払いする金額は、取得価格（1株あたりの取得価格×譲渡株式数）から源泉徴収税額を差し引いた金額となりますので、ご注意ください。

※ 1株あたりの取得価格が、1株あたりの資本金等の額を超過する部分については、みなし配当となり、そのうち、20.42%（所得税20%+復興特別所得税0.42%）に相当する金額が源泉徴収されます。

(譲渡申込み株数1,000株の場合の計算例)

$$\textcircled{1} \text{ 1株あたりの取得価格 } 716 \text{ 円 } \times 1,000 \text{ 株} = \underline{\underline{716,000 \text{ 円}}}$$

$$\textcircled{2} \text{ 1株あたりの資本金等の額 } 426.43 \text{ 円 } \times 1,000 \text{ 株} = \underline{\underline{426,430 \text{ 円}}}$$

$$\textcircled{3} \text{ 取得価格の内、みなし配当 } (\textcircled{1}-\textcircled{2}) 289.57 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} = \underline{\underline{289,570 \text{ 円}}}$$

$$\textcircled{4} \text{ 1株あたりの源泉徴収税額 } (\textcircled{3} \times 20.42\%) \times 1,000 \text{ 株} = \underline{\underline{59,130 \text{ 円}}}$$

(1円未満切捨て)

$$\textcircled{5} \text{ 振込金額 } \underline{\underline{\textcircled{1}-\textcircled{4}=656,870 \text{ 円}}}$$

※みなし配当に関する支払調書は、決済日から1か月以内にお送りする予定です。

株式譲渡の課税関係は、株主様の所得額や他銘柄の株式の売却状況によっても異なります。株式譲渡に係る課税についての詳細は、最寄りの税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただいたうえでご応募ください。

また、相続による財産の取得をした個人の方で、租税特別措置法第9条の7の規定（相続財産に係る株式を発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）の適用をご希望される場合は、詳細を最寄りの税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、譲渡お申込時に当社にお申し出ください。

## 5. その他

### (1) 自己株式取得（買付）結果について

買付結果につきましては、応募期日（2017年6月9日）以降、速やかに、当社ホームページでお知らせする予定です。

今回の自己株式取得に関するご不明な点につきましては、同封の「自己株式取得に関するQ&A」をご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

株式会社東急エージェンシー

\*自己株式取得に関するお問い合わせ

●専用ダイヤル 電話番号 **03-3475-9364**

●専用メール アドレス [houmu@tokyu-age.co.jp](mailto:houmu@tokyu-age.co.jp)

(受付時間 土曜日、日曜日、国民の祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで)

以上

## 「自己株式取得に関するQ&A」

### Q 1. 自己株式取得を行う理由は？

A 1. 2015年1月29日開催の臨時株主総会の決議により、2015年3月3日を効力発生日として、当社株式に譲渡制限を付したことにより、お手持ちの株券を特定の株主様へ譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要することとなり、一層のご不便をおかけしております。このため、株主様からの譲渡のご希望を勘案し、取締役会決議により自己株式取得の実施内容を決定しております。また、株主平等の原則により、全ての株主様ご案内しております。

### Q 2. 単価の算定根拠は？

A 2. 今回の1株あたりの単価：716円

算定根拠は、2016年3月31日現在における自己株式控除後の1株あたりの簿価純資産を基に、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法および修正純資産法の算定結果も含め、総合的に勘案して決定したものです。

### Q 3. 取得した自己株式は、どうするのか？

A 3. 然るべき時期に取締役会決議により全株消却する予定です。

### Q 4. 株券の裏面に、印鑑を押印する欄があるが、申込に際して押印する必要があるか？

A 4. その欄は、株主としての登録を証明するものとして、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行が押しているものなので、押印いただく必要はございません。

### Q 5. 届出住所を変更しているが、どうしたらよいか？

A 5. 住所の変更がわかる書面（住民票のコピーや運転免許証のコピーなど）をお送りください。本人確認書類で新しい住所がわかるものであれば、それをお送りいただければ結構です。

### Q 6. 株券を紛失してしまった。応募することは、できるのか？

A 6. ご応募にあたっては株券が必要ですので、株券を紛失された場合は、株券の再発行に際して、株券喪失登録のお手続きが必要です。法律の規定により、株券の再発行までに1年以上要することになるため、今回の自己株式取得のお申込み期間内の再発行はできず、ご応募いただくことはできませんので、ご了承ください。

### Q 7. 1,000株未満の株券が見当たらない。

A 7. 当社の単元株式数は1,000株となっており、1,000株未満の単元未満株式につきましては、株券を発行しておりませんので、1,000株未満の単元未満株式について、今回の自己株式取得にお申込みいただく場合は、株券のご送付は不要です。なお、単元未満株式も含めた、ご所有の株式数につきましては、同封の「ご所有株式数のご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。

**Q 8. 単元未満株式については、今回の自己株式取得に申込む場合と、会社法192条の買取請求権を行使する場合とで、条件が異なるのか？**

**A 8.** 単元未満株式につきましては、自己株式取得へのお申込みではなく、買取請求権を行使していただくことも可能です。取得価格はどちらの方法でも同じですが、課税関係が異なりますので、最寄りの税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、ご自身でご判断くださいますようお願い申しあげます。

**Q 9. 他人名義の株券をもっているが、どうすればよいか？**

**A 9.** お申込みは、ご本人名義の株券のみに限らせていただきます。株券の名義が異なる場合や相続等で、名義書換が必要な方は、具体的な方法についてご案内いたしますので、下記の当社問合せ先までご連絡ください。

**Q 10. 今回の株式譲渡後に、確定申告をする必要があるのか？**

**A 10.** 原則、確定申告が必要ですが、詳細は、最寄りの税務署もしくは税理士にご相談ください。

株式会社東急エージェンシー

\*自己株式取得に関するお問い合わせ

●専用ダイヤル 電話番号 **03-3475-9364**

●専用メール アドレス [houmu@tokyu-agc.co.jp](mailto:houmu@tokyu-agc.co.jp)

(受付時間 土曜日、日曜日、国民の祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで)